

## 税負担の公平性と行政サービスの充実のために 市税の納期限を守りましょう

市税はさまざまな行政サービスを行うための費用を、市民の皆さんの所得や資産に応じて公平に負担していただいているもので、「納期限内に納付する」ことが大原則となっています。納期限までに納付しないこと(滞納)は、納期限内に納付していただいている多くの納税者の皆さんとの公平さを欠くだけでなく、行政サービスを行うための必要な財源が確保できず、サービスの低下にもつながります。そのため市では、法律に基づき、納税資力のある滞納者に対して、「滞納処分(財産の差し押さえ)」を実施しています。今後とも、税負担の公平性の確保と行政サービスの充実のため、更なる滞納整理に取り組んでいきますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

◎市税の滞納処分状況など

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度
差し押さえ件数	預貯金・給与等	2,516件	2,628件	2,537件
	不動産	271件	258件	166件
	その他	2件	2件	4件
	合計	2,789件	2,888件	2,707件
徴収率(現年度分)		98.00%	98.32%	98.51%

### 税の滞納 Q&A

- Q** 市税を納め忘れて、納期限が過ぎてしまった。このまま放置しているとどうなるのか？
- A** 納期限までに納付がない場合、納期限の翌日から延滞金が加算されます。また、納期限後20日以内に督促状(手数料80円を加算)を送付します。そのまま滞納した状態が続くと、財産の差し押さえ(預貯金、給与、生命保険、不動産など)を行い、滞納している市税に充てる手続きを進めます。
- Q** 勝手に個人の財産を調べて差し押さえられた。プライバシーの侵害ではないか？
- A** 法律に基づく財産調査は個人情報保護法に抵触しないので、プライバシーの侵害に当たりません。市税を滞納すると、法律に基づき、全ての財産に対して調査権限が発生します。
- Q** いきなり財産が差し押さえられた。差し押さえる前に自宅訪問などはしないのか？
- A** 本市では、事前に自宅訪問することは原則としてありません。差し押さえは、督促状の後に何度か催告書を送付した上で行います。法律では督促状送付から10日後までに完納しないときは差し押さえを行わなければならないと規定されています。

早めにご相談を!

納期限内に納税できない場合、事情によっては納税の猶予制度の適用を受けられることがあります。督促状を放置したり、催促を無視したりしても問題の解決になりません。お電話でも窓口にお越しいただいても結構です。ぜひ一度ご相談ください。

◎納税課 ☎24-1111 ※国保税のご相談は保険料課へどうぞ。

## 九十九島動植物園 森きらら 入園料を1月2日から改定します

九十九島動植物園 森きららの入園料を1月2日(木)から改定します。

同園では、平成20年に策定した九十九島動植物園の活性化基本計画により、魅力ある新たな施設の整備等を行ってきました。動植物園の経費は毎年2億円ほど掛かっており、そのうち入園料の収入は4千万円ほどとなっています。また、前回の料金改定から大人料金は16年以上、子ども料金は29年以上が経過しています。

来園者の皆さんから一定の額を負担していただくことで、今後もさらに愛される動植物園を目指していきます。利用者の皆さんにはご負担をお掛けしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いします。※今回の料金改定に併せて、市外の来園者よりお得な「市民料金」を設定しています。



### 【旧体系】

種別	対象	料金
1日	高校生以上	400円
	小・中学生	100円
年間パスポート	高校生以上	1,000円
	小・中学生	250円
団体料金	30人以上	1割引
	50人以上	2割引
	100人以上	3割引
その他割引	70歳以上の市民	無料
	障がいのある人	無料
	付き添い人	400円

### 【新体系】

種別	対象	料金	
1日	一般	高校生以上	800円
		4歳~中学生	200円
	市民	高校生以上	600円
		小・中学生	150円
	未就学児	無料	
年間パスポート	高校生以上	2,000円	
	4歳~中学生	500円	
団体料金	15人以上	2割引	
その他割引	70歳以上の市民	400円	
	障がいのある人	400円	
	障がいのある人の付き添い人(1人まで)	無料	

※市民料金の適用には免許証など公的証明書の提示が必要です。

※年間パスポートは平成25年12月28日(土)までに購入していただくと旧料金で1年間有効です。

◎九十九島動植物園 ☎28-0011